

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	水道水源水質保全促進事業			事業コード	1254
所属コード	904100	課等名	水質管理センター	係名	水質管理係
課長名	藤川 仁	担当者名	畑山大輔	内線番号	697-6907
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード	5
	基本事業	安定給水の確保	コード	1
予算費目名	水道事業会計 1 款 1 項 10 目 水源かん養林維持管理事業 (016-10) 水道事業会計 1 款 10 項 20 目 水源かん養林土地取得事業 (010-20) 水道事業会計 1 款 10 項 90 目 水源かん養林土地取得事業 (017-10, 110-90) 水道事業会計 1 款 1 項 80 目 浄化槽設置補助金 (033-10)			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 6 年度	
根拠法令等	盛岡市水道水源保護条例 盛岡市水道水源水質保全事業補助金交付要綱			

(2) 事務事業の概要

盛岡の良好な水道水源の水質を保全するために、水道水源保護条例の運用、水源かん養林の取得、水源かん養林の下刈り及び除間伐等の維持管理、水道水源保護区域内での浄化槽設置に対する補助金交付、水質汚染事故対応等の事業を実施し、もりおかの「安全でおいしい水道水」の水源を確保する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

水道水源保護区域での環境の悪化が予想されたことから、平成 3 年 7 月上下水道局（当時の水道部）内に「水道水源保全のための研究会」を立ち上げ、その後、全庁的な委員会を発足させ、保全施策について事業決定した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

これまで取得し維持管理を実施している水源かん養林について機能評価を行うとともに、今後の水道水源水質保全施策の方向性を明らかにするために委託調査を実施した結果、中津川水系においては保水力の向上等水源かん養機能が高まっており、その他の米内川水系、築川水系についても山林の状況に大きな変化はなく、今後も良好な水源かん養機能が期待できるとの評価が示された。このことから、今後は水源かん養林の保護育成を図り、水源としてふさわしい山林育成に努めることとしている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ・ 水道水源集水区域内居住者
- ・ 河川の水質
- ・ 水道水源かん養林 (取得)

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 見込み
A 水道水源集水区域内世帯数	世帯	1,062	1,036	1,042	1,024	1,036
B 河川水質(主要4河川 BOD 年間平均濃度)	mg/L	1.0	1.0	1.0	※0.8	1.0
C 水道水源かん養林取得総面積	ha	223.08	223.08	265.46	265.46	265.46

※平成 24 年度実績は中津川水系 (綱取ダム下流) の水質データ

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

- ・ 水源かん養林の取得
- ・ 水源かん養林の下刈り等維持管理
- ・ 浄化槽設置補助

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 浄化槽補助件数(延べ件数)	件	103	105	128	112	141
B 水道水源かん養林維持管理面積(延べ面積)	ha	231.32	243.09	244.89	248.29	269.17
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

安定した良質な河川水を確保する。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 水道水源集水区域内浄化槽設置世帯割合(水道水源集水区域内浄化槽設置総数/水道水源集水区域内世帯数)	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	12.4	12.7	14.5	13.6	15.2
B 河川水(取水地点4カ所)の BOD 適合率(環境基準 A 類型基準値適合検査回数/総検査回数)	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	100.0	91.7	100.0	100.0	100.0
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22年度実績	23年度実績	24年度計画	24年度実績
事業費	①	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	5,252	2,719	16,315	20,559
	A 小計 ①～⑤	千円	5,252	2,719	16,315	20,559
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	4,000	4,000	4,000	4,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	16,000	16,000	16,000	16,000
計	トータルコスト A+B	千円	21,252	18,719	32,315	36,559
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

総合計画の施策の目的に結びついている。

理由：水源区域の環境整備により、河川の水質保全及び水量の安定確保が図られる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：盛岡市水道事業の原資は主に河川水であり、原資の保全促進は水道経営の根幹である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：水源かん養林面積は水道事業の会計状況等によって今後拡大する可能性はあるが、区域内世帯数は拡大できない。よって現状では妥当と考える。河川水質も現状で妥当と考える。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：事業を廃止すると、河川流量の減少や水質の悪化が懸念され、浄水処理に負荷を与える可能性が高くなる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

植林や整理伐等の適切な維持管理を継続し、水源かん養機能の向上及び水源区域における浄化槽の普及拡大により、河川水質の向上に寄与すると考えられる。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

全ての水道使用者がそのまま受益者となる現状は公平である。

(4) 効率性評価

現在の体制は事業を推進するための最小人数であるため、人件費（＝述べ業務時間数）の削減は難しい。ただし、浄化槽設置補助目標件数の見直しによる総事業費の削減は可能である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

水源かん養林取得事業は、目標面積を達成したので休止としていたが、寄付金をもとに平成 24 年度に約 42ha を取得した。今後の取得については、水道事業に変化があった場合に改めて検討することとしている。取得済みの水源かん養林を有効に活用しながらの改善策としては、山林の育林整備を強化する。また、要綱の見直しや地域住民への P R 等による浄化槽普及率の向上施策を検討し、さらなる水質保全へとつなげる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

水源区域内山林の整備促進は、水道事業のみの事業としては限界があることから、山林の健全な育成及び環境問題改善の一環となりうる関係部局との相互理解と、それに伴う財政支出が必要となる。

また、一般的に経済が低迷している状況である事から、浄化槽設置補助目標件数と、それに係る事業費の見直しは必要と考える。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

水源かん養林の取得については、取得計画に基づき目標を達成しているうえ、平成 24 年度に寄付金をもとした取得を行ったところであり、かん養機能調査においても一定程度の評価を受けている。今後は、既に取得済みである水源かん養林の育林強化に努め、良質な水源を維持する必要がある。浄化槽設置補助については、生活排水防止対策のため補助は継続するが、目標設置基数を下回っていることから設置促進の検討が必要である。